

# 新たな立法動向に対する当法人の見解

2025年2月20日

日本弁護士連合会  
会長 淵上玲子 殿

世界平和統一家庭連合  
法務局

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」）は、2025年2月25日、衆議院第二議員会館にて「旧統一教会問題等に関する実効的な被害の救済と予防のための勉強会（院内集会）」の開催を予定しており、そこでは、「全国統一教会被害対策弁護士団から被害実態を踏まえた立法の必要性等の解説」を行うなど、新たな立法に向けた働きかけを行うようである。

そこで、こうした新たな立法動向に対し、当法人の見解を述べた上で、日弁連に対して質問を行う。

本書面到達後、1週間以内に回答するよう求める。

## 第1 安倍元総理銃撃事件後の一連の動向の本質

2022年7月8日に安倍元総理大臣に対する銃撃事件が勃発し、容疑者の動機が当法人に対する怨みであったとの報道がなされた。すると、全国霊感商法対策弁護士連絡会（以下、「全国弁連」）は記者会見を開き、当法人を「巨悪」と断定し、当法人による「被害」を吹聴した。これを何らの検証もなくメディアが報じたため、あたかも、当法人による重大な被害が当時継続中であるかの印象が社会に蔓延した。

ところが、全国弁連の代表世話人である山口広弁護士が『消費者法ニュース』（2022年7月号）に掲載した記事には、「旧統一教会関連の相談は減りました」「聞いたこともないミニ集団や個人教祖による被害相談が増大しており、弁連事務局では対応に苦慮しています。」と記されている（添付資料1）。

また、消費者庁の同年9月30日付「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」と題する文書（添付資料2の2頁）によれば、2012年から2021年までの10年間の全相談件数（920万8969件）に占める当法人に関する相談件数（880件）の割合は0.0095%であり、2022年4月～6月に関しては0.0033%であった。

当時全国弁連や消費者庁がこうした事実を記者会見等で正直に発表していたならば、その後のメディアによる当法人に対する批判報道、自由民主党

(以下「自民党」)による当法人との関係断絶、岸田元総理による宗教法人法解釈変更、新法制定、文科省による質問権行使及び解散命令申立てといった一連のできごとは、いずれも起きなかったことが考えられる。

一方メディアは、当法人が過去に民事裁判で敗訴していたことを理由に当法人を「反社会的団体」と断定し、連日のごとく批判報道を行った。しかし、過去の事案で信者らの行為が不法行為と認定されたのは、何らかの明確な法規違反があったからではなく、「社会的相当性の逸脱」といった社会規範違反のゆえであった。しかるに、法定されていない社会規範違反を理由に信教の自由を制限することは国際法違反であるとの指摘が、最近、海外の国際法の専門家からなされるに至っている(添付資料3及び同4:パトリシア・デュバル弁護士の「報告書」及び同「意見書」)。そうすると、メディアは国際法に違反して下された判決を元に、当法人を「反社会的団体」と報じていたことになる。メディアによる批判報道がなければ、その後、何十年も前に献金した人やその親族らから被害申し出が起きるなどという現象もなかったはずである(被害実態の欠如については後述)。

なお、メディアは「政教分離原則」を理由に、自民党議員が当法人関係者と関わることを非難したが、「政教分離原則」は、国家が特定の宗教を優遇又は冷遇することを禁止する原則であって、宗教が政治に働きかけることを禁止する原則ではない。法律の専門家集団である日弁連が、こうした説明を国民に対して発表していたならば、自民党が断絶宣言をすることもなかったはずである。

西欧では、メディア報道が先行し、これに圧迫された政治や司法が、メディア報道に迎合し、事実認定や法解釈をメディアの論調に合わせる現象を“Law of Public Opinion”ないし“Court of Public Opinion”と表現する。まさにそうした現象が日本でも起きていたのである。

不当寄付勧誘防止法は制定されたものの、消費者庁が発表する、「寄付の不当勧誘に係る情報の受理・処理等件数表」によれば、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの間「勧告又は命令を実施したもの」は0件であった。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/assets/consumer\\_policy\\_cms213\\_241114\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_241114_01.pdf)

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(以下、「特例法」)は、相談者の弁護士費用を立て替えるなどの措置をとっているが、これは、本来の被害者でない者やその親族に被害申立てを誘発し、宗教団体を経済的に不当に圧迫する危険が指摘さ

れている（添付資料5：世界日報のパトリシア弁護士取材記事）。

“Law of Public Opinion”現象によって拙速な法制定がなされたことの弊害は明らかである。

文科省に至っては、「被害者」の陳述書と称して、名義人本人の認識と異なる虚偽事実を捏造してまで解散命令申立てを行ったことも明らかになっている（詳細は、添付資料6：令和7年2月19日付け「文部科学省による虚偽証拠捏造行為—解散命令請求裁判で暴かれた国家権力の大本罪—」と題する文書）。このことは既に、一部メディアが報道していることである。

<https://www.sankei.com/article/20250127-ZRYAGLUOYFIB5K30K7FJCSFBEQ/>

上記報道が伝えたのは全体の一部であるが、こうした事態が起きたのは、当法人に関して解散事由など存在しない事実を、文科省が自ら認識したからに他ならない。本来、文科省は、解散事由が存在しないと判明したならば、正直に事実を公表し、国民の誤解を解く努力をすべきであった。ところが、メディアによる批判を恐れ、本来採るべき行動を採らず、逆に、事実や法解釈をねじ曲げてまで解散命令申立てに踏み切ったのであり、“Law of Public Opinion”現象そのものである。

なお、1984年に英国政府は、「統一教会は宗教ではない」との理由で英国統一教会の慈善団体としての地位剥奪を求める訴訟を提起した。しかし、統一教会側証人として証言に立ったオックスフォード大学、ハーバード大学などの著名な宗教学者らにより、「統一教会の教理には宗教性が認められる」、「洗脳、強要、マインド・コントロールは存在しない」、「背教者、特にディプログラミング（拉致監禁・脱会強要）された者の敵対的証言は適切な証言とは見ることができない」という専門的知見に基づく反証がなされ、政府側証人であったディプログラミングを受けた背教者（元信者）やディプログラマー（脱会屋）らの証言が全く信用できないことが明らかにされた。そのため、英国政府は、訴訟の取下げを余儀なくされ、統一教会に対して8.5億円の損害賠償責任を負わされた。同事件では、背教者らが行った証言内容の具体的虚偽性の立証以前に背教者らの属性として一律に証言の信用性が否定されたものであった。文科省が当法人に対して行っている解散命令申立てにおいては、元信者の供述の信憑性の欠如だけでなく、文科省による虚偽証拠捏造の事実までもが明らかにされたのであり、英国裁判で行われた反証のレベルを遙かに凌いでいる。ところが、英国政府は、反カルト勢力の悪魔の囁きに乗ってしまったことに気づき、自らの誤りを潔く認めて訴えを取り下げたのに対し、文科省は、虚偽捏造事実が白日の下に明らかにされたにもかかわらず、本件申立てを取り下げようとはしない。これは、日本における“Law of Public Opinion”現象がいかに強固であることを示している。

そもそも、要件が不明確な民法上の不法行為によって宗教法人の解散という信教の自由に対する重大な不利益を及ぼすことに道を開いた法解釈の変更自体、異常なことであり（刑法で言えば罪刑法定主義違反）、この本質を見抜いた国連や海外の有識者らは、日本が国を挙げて宗教弾圧に動き出している事態に警鐘を鳴らしてきた。

例えば、2022年12月27日に厚生労働省が「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」（「Q&Aガイドライン」）を公表したことに対して、国連人権理事会の特別報告者4名は、2024年4月30日、日本政府に対して公式書簡（MANDATE）を交付し、その中で、「Q&Aガイドライン」は、2022年7月8日に発生した安倍晋三元総理の暗殺事件後、一部の宗教的または信仰的少数派への監視とスティグマ（汚名）が増加した背景の中で策定されたものだとするエホバの証人からの報告があったとして、以下の懸念を表明している（添付資料7）。

- ・ 宗教的または信仰的少数派の子供たちが ICCPR 第18条第1項および CRC 第14条第1項に従って宗教または信仰を表現する権利を弱める可能性
- ・ 子供たちの思想、良心、宗教の自由（CRC 第14条第1項）や、親が自分の信仰に従って子供の宗教的および道徳的教育を行う権利の保障（ICCPR 第18条第4項、CRC 第14条第2項、ICSECR 第13条第3項）を弱める可能性
- ・ 宗教または信仰共同体に属する子供たちへのスティグマ、社会的圧力、いじめを助長する可能性
- ・ ヘイトクライムやヘイトスピーチの増加、憎悪の扇動、差別、暴力の事例を引き起こすこと
- ・ 関係当局が、宗教や信念の少数派の自由、権利、及びそのメンバーの安全と福祉に関する問題に関わろうとしないこと

なお、国連特別報告者が日本で調査活動を行うため日本政府に対してインビテーションの発効を求めたところ、日本政府はこれを無視し、入国を拒んでいる。

また、米国国務省・国際宗教自由室発表の国際宗教自由報告書2023年版は、以下の通り、当法人ないし信者に対する人権侵害に対する憂慮を表明した（添付資料8）。

- ・ 家庭連合のメンバーは2022年に安倍晋三元首相が暗殺されて以来、「偏った」あるいは「敵対的」とメンバーが表現するメディアの報道や、全国霊感商法対策弁護士連絡会からの圧力のために、自らの宗教を公然と示すことができないと述べた。家庭連合のメンバーはまた、市町村やイベント主催者が旧統一教会と関わりたくないという理由で、寄付の申し出を断われ、

地域の文化行事への参加を拒否された事例を報告した。

- ・国際的な人権活動家グループは7月3日、「日本はなぜ統一教会・家庭連合に対して信教の自由を保障すべきなのか：日本政府に対する意見書」を発表した。同グループは、少数派の宗教に対する魔女狩りのような行為をやめるよう求めた。
- ・国際弁護士の中山達樹氏は9月発行の小冊子で、岸田首相率いる日本政府は宗教法人法に従っておらず、「政治的に行動している」ように見えると述べた。中山氏は、宗教団体が解散させられたのは他に2団体だけであり、いずれも指導者が有罪判決を受けた後であり、いくつかの団体は有罪判決後も存続していると指摘した。

上記「国際的な人権活動家グループ」とは、「国境なき人権」のウィリー・フォートレ氏、元EU教育委員のヤン・フィゲル氏、元OSCEにて「人種差別・異文化排斥・宗教的不寛容及び差別廃絶分野」の代表を務めたマッシモ・イントロヴィニエ氏、欧州で最も著名な人権擁護家であるアロン・ローズ氏の4名で、彼らは日本政府に対して意見書を送り、当法人に対する解散命令申立てが宗教迫害であると警告している（添付資料9）。

また、この度、米国政府信仰局局長に任命されたポーラ・ホワイト牧師は、昨年の12月に国際宗教自由連合日本支部（ICRF-Japan）が東京大会を開催した際、ビデオ・メッセージを送り、その中で、当法人やエホバの証人に対する宗教弾圧が行われていることに対する懸念を表明している。

本年2025年2月には米国ワシントンDCで国際宗教自由（IRF）サミットが開催され本年2月4日には、当法人に対する解散命令申立てを巡るセッションも開かれた。かつてドナルド・ジョン・トランプ米国大統領の政治顧問を務めたこともある元米国下院議長ニュート・ギングリッジ氏は同セッションに向けてビデオ・メッセージを寄せ、その中で、「日本政府が統一教会から宗教法人格を剥奪しようと激しく攻撃しているが、これは、1950年代後半から国内で活動している統一教会に対する共産主義者の支援を受けたものだ。…率直に言って、共産主義者は、中国との関係をより緊密にし、米国との関係をより遠ざけるような環境を作り出そうとしてきた。政府は統一教会を破壊しようとしている。日本国憲法に則れば、できるはずのないことだ。何の罪も見つかっていない。政府には何の根拠もない」と語って憂慮を表明している。

同セッションには、当法人の田中会長が登壇して日本政府による宗教迫害を非難し、また、パネルディスカッションにおいては、日本政府が「法の支配」ではなく「人による支配」を行っていること、事実を捏造した証拠を提出してまで宗教法人を解散させようとしていることをパネラーらが非難した。翌

2月5日には同じステージに JD バンス米国副大統領も登壇し、米国政府は宗教弾圧を容認しないとの方針を発表した。

国家機関がメディアの一方的報道によって偏った方向に流され、人権侵害が行われているとき、本来、人権擁護を使命とする日弁連こそが、こうした偽情報に立ち向かい、宗教弾圧を阻止しなければならないはずである。ところが、その使命を放棄し、逆に宗教迫害・人権弾圧を行う側に立って助長するというのでは、全く異常としか言いようがない。

なお、特例法は、前記の通り被害者でない者の被害申し出を誘発する側面を有するが、その弁護士費用を国が立て替える点で弁護士らを不当に優遇する結果をもたらしている。日弁連は、こうした法制を促進することによって、宗教弾圧の結果をもたらす危険について、なおのこと慎重になるべきであると言える。

以下においては、立法事実の不存在を中心に、今回日弁連が推進しようとする新たな立法動向を巡る問題点について述べる。

## 第2 新たな立法動向の問題点

### 1 「被害」の不存在

#### (1) 安倍元総理銃撃事件以前の「被害」

安倍元総理銃撃事件当時、「被害」が存在しなかったことについては既に述べたので、ここでは、それ以前において「被害」が存在しなかった事実について述べる。

ア 当法人に関する刑事事件が存在しないことは、文科省による解散命令申立の理由が当法人の民事責任に限定されていることから明らかである。

イ 当法人に対する解散命令申立て事件において、文科省は民事訴訟における当法人の敗訴案件として32件の判決を提出した。しかるに、このうち、当法人が2009年に行ったいわゆるコンプライアンス宣言以後に入信した者による事案は1件のみである。また、2014年7月以降、約10年間にわたって、当法人に使用者責任が認められた事案は発生しておらず、当法人に対する民事訴訟自体も2016年2月の事案以降約8年間起きていない。2019年以降は訴訟提起すら起きていない。

ウ 解散命令申立てに先立ち文科省が発表した当法人による「被害規模」は、1980年以降において約1600件、金額は約226億円であった。これらは和解や示談によって終結した案件を含めて「被害規模」と称しているものであり、「被害」と決めつけることが相応しくないものについて「被害」を主張しているものである。それでも全国弁連の発表と比べると、件数は約20分の1、金額は約6分の1であり、全国弁連による印象操作の事実が明らかである。

なお、和解や示談の当事者はいずれも信徒会であって当法人ではない。信徒会の関係者らが複数の案件で示談や和解を迫られたのは、裁判になれば当法人に有利な判断は期待できないからであった。しかるに、既述のとおり、過去において当法人に対して下された判決は、いずれも国際法に違反して下されたものとの指摘がある（添付資料3及び同4：パトリシア・デュバル弁護士の「報告書」及び同「意見書」）。即ち、国際法上は適法な行為について、裁判所は先に述べた“Law of Public Opinion”ないし“Court of Public Opinion”現象によって、殊更に違法と認定し、メディア報道に迎合していたことになる。こうした現象がなかったならば、上記の和解・示談案件も、そもそも生じなかったものである。

#### エ いわゆる「靈感商法」問題について

全国弁連は、当法人が「靈感商法」を行っているとは吹聴するが、当法人は宗教法人でありいわゆる「商法」は行っていない。また、かつて壺、多宝塔などの開運商品を顧客に販売していた会社を運営する全国的な信者組織が存在したが、1987年に批判報道がおきたことを契機に壺、多宝塔などの高額商品の販売はやめている。その後も、信徒会の信者が経営する会社において印鑑について開運商品として販売する事例があったが、特定商取引法違反で摘発される者が出たことを踏まえ、2009年に当法人が前記コンプライアンス宣言を発することとなった。それ以降、信徒会組織関係者においても開運商品の販売は行っていない。したがって、未だに「靈感商法」が行われているとする全国弁連の発表は誤りである。

#### (2) 銃撃事件以後、現在までに発掘された、過去のいわゆる「被害」

全国統一教会被害対策弁護団（以下、「対策弁護団」）は、安倍事件後に勃発したクレーム案件に関し、2023年2月から9次にわたる集団交渉を申し入れ、元信者ら195人の「被害回復」を名目に、当法人に対して損害賠償を求めている。しかし、事実調査が行われた第1次（2023年2月）から第8次（2024年6月）までの「集団交渉」（通知人合計179人）について見てみると、同弁護団が主張する「財産的損害」（献金・物品購入等）と「慰謝料」を合わせた請求額の合計が約53億円であるのに対し、各地の信徒会の調査で受領が確認できた献金等（除斥期間・時効にかかっているものは除く）の合計額は約8億円で、請求額の約15%であった。また、受領が確認できた献金等についても、献金の強要など何らかの不法行為が疑われるケースは存在しなかった（詳細は、添付資料10：当法人のHP上の文書）。

同弁護団は、「集団交渉・調停」を提起するたびに記者会見を開き、当法

人による「被害」をアピールしてきたが、上記データは、同弁護団が主張する「被害」がいかに実態とかけ離れ、誇張されたものであるかを示すものである。

さらには、同弁護団は9次にわたる集団交渉において、各通知人の「被害時期」を一覧表に記載しているところ、それらによれば、通知人のうち最新の「被害者」が入信したのは2018年である。すなわち、上記集団交渉の通知人の中に、2019年以降に入信した者は存在しないということである。この事実は、同弁護団が代理人となって“現在”行っている当法人に対する請求においてさえも、現在から7年以上前に勧誘された者に関するもののみとなっているということである。さらに言えば、同集団交渉の事案を分析すると、7年前の事案のような比較的新しいものはごく僅かであり、その殆どは20年以上前に当法人の信者となった者に関する古い事案であり、最古の事案は約60年も前のものが含まれている。

しかも、「集団交渉」の通知人（参加者）の殆どは、2022年7月の安倍元総理銃撃事件以降、当法人に対する激しい批判報道が吹き荒れ、文科省が当法人に対する解散命令申立てを行うという社会情勢の中で「被害」を訴え始めた者らである。特筆すべきは、信者である親や、配偶者（亡くなっている者が多数）が行った献金を、信者でない家族が「返せ」と述べるケース（20人）や、元信者が20年～40年以上前に行った献金の返還を求めるケース（21人）、信者になったことのない人物が20～40年前に物品を購入したと主張して代金の返還を求めるケース（11人。主張を裏付ける証拠等はなし）など、到底「被害」と呼べない請求が多数含まれていた。偶発的に当法人信者と接触した者の中にも、単に経済事情の変化から申し立てたに過ぎないと主張する者、親族から無理強いされて申し立てた者、未だに信仰を保持しているにもかかわらず、民生委員から言われるままに申し立てたと主張する者などが現れた。

これは、安倍元総理銃撃事件以後にメディアや自民党、さらには政府までもが、何らの検証も経ないまま当法人を「悪」と決めつけ、そうした決めつけを前提とする政策をとったことの結果としての「風評被害」に他ならない。こうした現象の不当性について、国際人権法の専門家からも指摘があったことは、既述のとおりである（添付資料5：世界日報の記事）。

### （3）小括

以上の通り、当法人による「被害」は存在せず、対策弁護団及び日弁連が求める立法に関する立法事実は存在しない。逆にこうした立法が行われることによって、国家が特定の宗教を一方向的に「悪」と判断する結果にな

るのであるから、かかる立法が行われることは、信教の自由、政教分離原則に違反しており、違憲である。従って、「不当な勧誘防止等に関する法律」は改正すべきどころか、むしろ、廃止すべきである。

## 2 「カルト」、「マインド・コントロール」概念について

前記国際的人権活動家グループは、日本政府に送った意見書の中で、「カルト」に関して「世界中で宗教・信仰の自由を擁護してきた長い経験から、『カルト』という汚名を着せられることで少数宗教の権利が否定されると私たちは認識しています。宗教研究者の多くは、20世紀最後の数十年間以来、『カルト』という用語の使用を断念してきました。『カルト』は科学的な内容を持たず、特定の少数派を悪魔視し抑圧するためだけに使われます」と述べ、欧州人権裁判所は2022年12月12日付判決において、「カルト」「セクト」といった言葉を公的文書において使用することを禁じたと述べている（添付資料9）。

また、慶應義塾大学名誉教授である憲法学者の小林節教授は、政教分離の原則により、国家は「権力による邪教認定」をしてはならず、異端の存在を認めてはならない。これに対して、ある宗教団体を「カルト」と断定することは、まさに「邪教認定」に当たり、これを国家が行うことは信教の自由の保障の観点から許されないと述べている。

ちなみに、「カルト」という文言を当法人の教会の壁にスプレーで落書きした人物に対して、東京地裁令和6年1月25日判決は当法人に対する名誉毀損を認定し、同判決は確定している（添付資料11）。

したがって、日弁連のような公正中立であるべき団体が、「カルト」といった非科学的・非人道的用語を用いて立法を提案することは著しく不当である。

「マインド・コントロール」概念についても同様であり、欧米社会においては専門家の間においてはもとより法廷においても同概念が否定されていることは、イタリアの弁護士であり宗教社会学者のマッシモ・イントロヴィニエ氏によるレポートで明らかである（添付資料12）。また、パトリシア弁護士の報告書によれば、欧州人権裁判所は2010年6月10日付で「エホバの証人モスクワ支部対ロシア」において下した判決で、「何が『マインド・コントロール』を構成するかに関して、一般的に受け入れられている科学的な定義はなく、（ロシア）国内の判決ではその用語の定義は示されなかった」と認定している（添付資料3）。

日弁連提案には、「心理状態を意図的に作出してはならない」（2頁1行目）や「個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなどの不当勧誘」（2頁5行目～6行目）といった表現が見受けられるが、これらは実質的に「マインド・コントロール」の存在を前提としたものであり、極め

て不当である。

したがって、曖昧不明確な規定を不当寄附勧誘防止法に新設して、信教の自由として保障されている献金勧誘行為を規制することは断じて許されない（添付資料3：パトリシア・デュバル「報告書」及び添付資料4：パトリシア・デュバル「意見書」参照）。

### 3 元信者の証言の偏重

前記国際的人権活動家グループは、日本政府に送った意見書の中で、宗教団体を脱会した元信者のうち、元の宗教団体に対し攻撃的になる少数者のことを「背教者」と呼び、「背教者は大多数の元信者を代表するものではなく、自分たち固有の目的を持っており、彼らの話は、元の宗教の現実よりもむしろ、彼らの感情や彼らが採用したイデオロギーを伝えるものでしかない」と、学者たちが何度も警告してきたと述べる。ところが、反対派やメディアが少数宗教を攻撃する際、しばしば「背教者」に依存するとも述べている。

当法人との関係でもこうした現象が顕著であり、解散命令申立事件において文科省が陳述書を提出した「被害者」と称する元信者2名に対し、2024年12月に行われた証人尋問の結果、「背教者」の証言が虚偽及び事実の捏造によって塗り固められていた事実が法廷で明らかとなった。

また、こうした現象は、2世の元信者にも見られる。

例えば、ある元2世信者は、国会に参考人招致を受け、新法制定にも多大な影響があったとされる。ところが、同人の証言が余りに変遷するため、その証言に信憑性が欠如する事実はメディアでも取り上げられた。例えば同人は、2022年8月に立憲民主党のヒアリングで証言した際には、精神病院に入院中に同人の隠し貯金を母が無断で全額引き落とししたと証言した。ところが、同人の親にとっては全く身に覚えのないことであったため、銀行記録を写して送るよう求めたが、何も送られてこなかった。後日、当法人が申し立てた仮処分事件に同人が提出した陳述書においては、この証言は全く別の話にすり替わっていたのであった。これなども、「被害者」を自称する「背教者」の話を何の検証もなく一方的に発表してはならないことを物語っている（添付資料12）。

本来、当事者双方の言い分を聞いて慎重に判断することが民主主義社会におけるルールである。しかるに、当法人を巡っては、「被害者」を自称する者の証言だけが一人歩きし、国家の政策決定にまで影響を及ぼしてきた。本来公正中立の立場から人権擁護に尽力すべき日弁連までもがこうした不公正な判断に便乗するようでは、もはや民主主義が機能しているとは言い難い。

### 4 全国弁連の政治的動機

全国弁連の結成動機に政治的動機があったことについては、メディアにお

いても報道されてきたところであるが（添付資料13：月刊H a n a d a）、全国弁連は、当法人の友好団体である国際勝共連合（以下、「勝共連合」）と共に当法人が共産主義に反対し、スパイ防止法制定に積極的であったために結成され弁護士団体であり、結成当初より当法人の壊滅を目指していた。その設立経緯は以下の通りである。

昭和54年、旧ソ連K G Bが日本に派遣した工作員スタニスラフ・レフチェンコ少佐が米国に亡命し、昭和57年（1982年）7月、米国下院情報特別委員会で日本におけるスパイ活動について証言した（レフチェンコ事件）。同証言においてレフチェンコ氏は、スパイ活動協力者として日本社会党（以下「社会党」）の国会議員を初めとする200名の政治家、及びジャーナリストらの氏名を公表した。

これに危機を抱いた社会党は、機関誌「社会新報」において、「レフチェンコ事件は国際勝共連合とC I Aが仕組んだ謀略」であるとの記事を掲載した。そこで勝共連合は、昭和58年（1983年）12月、名誉毀損を理由に社会党及び社会新報編集長を共同被告として東京地裁に提訴した。この事件で社会党の代理人を務めた弁護士の一人が山口広弁護士であった。山口弁護士は、同事件係属中の昭和62年（1987年）2月に東京で被害弁連を立ち上げ、同年5月に全国弁連を立ち上げた。

前記事件は平成2年（1990年）11月、勝共連合が勝訴し、東京地裁は被告らに原告に対する100万円の賠償金の支払を命じ、社会新報に対しては謝罪広告掲載を命じた。平成6年（1994年）4月、東京高裁で和解が成立し、社会党が勝共連合に解決金200万円を支払って事件が終結した。

一方、全国弁連は、当法人を壊滅させるため、当法人を被告とする裁判闘争に注力するところとなった。

全国弁連について特筆すべきことは、当法人信者に対して拉致監禁、脱会強要を行ってきた脱会屋との緊密な連携である。全国弁連の弁護士らは当法人信者の親族らから相談を受けると脱会屋を紹介した。脱会屋は信者を拉致監禁して脱会説得することを親族に指導し、監禁下の信者に対して脱会強要を行った。こうして脱会した元信者が全国弁連の弁護士らを代理人として当法人に対して民事裁判を提訴するという流れができあがったのである（添付資料14：月刊H a n a d a）。

脱会屋の一人である神戸の高澤守牧師は、元信者が当法人を提訴した裁判で平成8年（1996年）に神戸地方裁判所に証人出廷し、同人を含む全国の牧師らが1986年頃から当法人信者を拘束して脱会説得するようになった事実、及び、マンションの一室に拘束された信者に対して包丁を用いて脱会説得を行っていた事実を証言した。同人を証人申請していた全国弁連の弁護士

らもこうした証言を目の前で聞いていたが、これを期に全国の拉致監禁、脱会強要活動をやめさせることをしなかった。この結果、拉致監禁、脱会強要活動が継続し、多くの被害者を生むこととなったのである。その中には、夫と引き裂かれて監禁され絶望のあまり自殺を図る者もいた。

当法人信者の後藤徹は、新潟及び東京の合計3箇所のマンションで12年5ヶ月間に亘って拉致監禁され、宮村峻ら脱会屋から脱会強要を受けた。後藤は、監禁から解放後、脱会屋らを提訴し、地裁、高裁、最高裁で勝訴した。拉致監禁、脱会強要という重大な人権侵害に対して何ら有効な対処を講じなかったばかりか、宮村のような脱会屋を信者の親族に紹介していた全国弁連弁護士らの責任は重大である。

2014年8月には、国連の自由権規約人権委員会が日本における拉致監禁、脱会強要問題に関し、日本政府に対して憂慮を表明し、善処するよう勧告を發している。

### 第3 日弁連に対する質問

- 1 2022年7月8日の安倍元総理銃撃事件当時、実際には当法人を巡る相談件数が減少しており、聞いたこともないミニ集団の被害相談が増大しており、その対応に苦慮していた全国弁連が、同事実を伏せたまま、当法人を「巨悪」のごとく吹聴し、当法人による深刻な被害が当時も継続中であるかのごとくメディアを煽って当法人を糾弾するよう仕向けた結果、当法人の多くの信者らが学校や職場、あるいは、反対する親族らからいわれなき迫害を受けてきた。全国弁連の弁護士らが採った行動は、基本的人権の擁護と社会正義の実現に寄与すべき弁護士として望ましい行動であったと考えるか？
- 2 実際には全相談件数に占める当法人に関する相談件数の割合は0.0033%であったことを知っていた消費者庁が、同事実を伏せたまま、当法人を「反社会団体」のごとく扱い、新法制定、質問権行使、解散命令申立に向け、政治が向かっていくことを後押しした行動は、公正中立であるべき行政庁として正しい行動であったと考えるか。
- 3 文科省が事実を捏造した陳述書を提出してまで当法人の解散命令申立てを行ったことは、公正中立であるべき行政庁として正しい行動であったと考えるか。
- 4 立法事実が存在しないにもかかわらず当法人を取り締まる新法を制定したこと、更には、新法改正により信教の自由に対する更なる制約を推進することは、公正中立であるべき日弁連として正しいことだと考えるか？
- 5 法テラスは、全国弁連と連携協定式を結び、2023年1月11日には、「旧統一教会を相手方とする金銭賠償請求案件については、対応ダイ

ヤルで詳しい情報を聴きとった上で弁護団に引き継ぐ運用を開始した」  
（法テラス HP）と述べている。政府の監督下において公共性の高い独立行政法人である法テラスが、民間団体に過ぎず、しかも政治的偏波性や人権侵害への関与が取りざたされる全国弁連と特別の関わりを持つことは適切だと考えるか？

以上

## 添付資料一覧表

- 添付資料1：『消費者法ニュース』（2022年7月号）に掲載された山口広弁護士の記事（<https://clnn.org/cln/19787>）
- 添付資料2：消費者庁の同2022年9月30日付「旧統一教会に関する消費生活相談の状況について」と題する文書
- 添付資料3：フランスの人権派弁護士 パトリシア・デュバル弁護士の「報告書」
- 添付資料4：同「意見書」
- 添付資料5：世界日報のパトリシア・デュバル弁護士を取材した記事
- 添付資料6：令和7年2月19日付「文部科学省による虚偽証拠捏造行為一解散命令請求裁判で暴かれた国家権力の大本罪」と題する文書
- 添付資料7：2022年12月27日に厚生労働省が「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」（「Q&Aガイドライン」）を発表したことに対して、国連人権理事会の特別報告者4名が懸念を表明した文書
- 添付資料8：当法人ないし信者に対する人権侵害に対する憂慮を表明した「米国国務省・国際宗教自由室発表の国際宗教自由報告書2023年版」
- 添付資料9：「国際的な人権活動家グループ」が家庭連合に対する解散命令請求申立てが宗教迫害であると警告している意見書
- 添付資料10：「調査結果は請求額の“15%”－集団交渉・調停の実体について」と題する家庭連合のホームページ掲載の文書
- 添付資料11：「カルト」という文言を家庭連合の教会の壁にスプレーで落書きした人物に対する名誉棄損裁判で、東京地裁f家庭連合に対する名誉毀損を認定した判決書。同判決は確定している。
- 添付資料12：「マインド・コントロール」概念が、欧米社会においては専門家の間においてはもとより法廷においても否定されていることを伝えるイタリアの弁護士であり宗教社会学者のマッシモ・イントロヴィニエ氏によるレポート
- 添付資料13：全国弁連の結成動機に政治的動機があったことについて報じる月刊H a n a d a
- 添付資料14：全国弁連と家庭連合信者に対して拉致監禁、脱会強要を行ってきた脱会屋との緊密な連携を報じる月刊H a n a d a